利用調整点数表

適用：令和8年11月～（令和9年度入所調整～）

区分		父母の状況（父母それぞれの点数を算出し、合算する。）		基準点数	父	母
①	居宅外就労・就学	月２０日以上	１日８時間以上の就労	20		
			１日７時間以上の就労	19		
			１日６時間以上の就労	18		
			１日５時間以上の就労	16		
			１日４時間以上５時間未満の就労	14		
		月１６日以上	１日８時間以上の就労	18		
			１日７時間以上の就労	17		
			１日６時間以上の就労	16		
			１日５時間以上の就労	14		
			１日４時間以上５時間未満の就労	12		
		月１２日以上	１日８時間以上の就労	16		
			１日７時間以上の就労	15		
			１日６時間以上の就労	14		
			１日６時間未満の就労	12		
		上記以外	月６４時間以上の就労をしている場合に限る	10		
②	居宅内就労（勤務地が自宅、またはそれに準じる場合）	月２０日以上	１日８時間以上の就労	18		
			１日７時間以上の就労	17		
			１日６時間以上の就労	16		
			１日５時間以上の就労	14		
			１日４時間以上５時間未満の就労	12		
		月１６日以上	１日８時間以上の就労	16		
			１日７時間以上の就労	15		
			１日６時間以上の就労	14		
			１日５時間以上の就労	12		
			１日４時間以上５時間未満の就労	10		
		月１２日以上	１日８時間以上の就労	14		
			１日７時間以上の就労	13		
			１日６時間以上の就労	12		
			１日６時間未満の就労	10		
		上記以外	月６４時間以上の就労をしている場合に限る	8		
		内職	月64時間以上の就労をしている場合に限る（賃金の実績等から推定）	8		
③	育児休業中で継続利用が必要な場合			3		
④	就労予定	求職中（就労条件が要件を満たしていない場合を含む）		5		
⑤	出産	母が出産又は出産予定日の前後８週間の期間にあり、出産の準備又は休養を必要としている		14		
⑥	保護者が疾病あり	１か月以上の入院もしくは寝たきりの状態など、完全に児童の健全育成が不可能な状態		20		
		通院加療などを行い、常に安静を要するなど、常時児童の健全育成が困難な状態		16		
		疾病などにより、児童の健全育成が困難な状態		12		
⑦	保護者が障害あり	重度の障害（身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａ）		20		
		中度の障害（身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｂ）		16		
		上記以外で児童の健全育成に当たることが困難な場合		12		
⑧	介護・看護	同居の要介護認定３・４・５、重度身体障害者などの介護に当たる場合		18		
		同居の要介護認定１・２を受けた方などの介護に当たる場合		14		
		同居の要支援認定を受けた方などの介護・看護に当たる場合		10		
⑨	災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため児童の育成に当たれない場合		20		
⑩	虐待	児童虐待防止法第２条の対象者と認められる場合		20		
	家庭内暴力	配偶者暴力防止法第１条の対象者と認められる場合		20		
⑪	不存在	ひとり親世帯（死別・離別・行方不明等）		20		

※利用要件の実態確認を客観的に行うことができない場合は、同点となった場合の優先順位を下げる。

計①	

利用調整加算減算点数表

区分	状況		点数	
世帯の状況	雇用者が保護者の配偶者または祖父母である場合		△2	
	就労者が自営業・個人事業主等で、就労証明書のほかに実態を証明する書類がない場合（※）		△4	
	６５歳未満の同居者が最低就労以下・求職中の場合（就労証明等が未提出の場合も含む）		△3	
	保護者の勤務終了（就学の場合は講義終了）時間が１６時以降の場合		2	
	ひとり親世帯／生活保護受給世帯		2	
	就労している ＊⑦⑧の場合	月６４時間以上	2	
		月６４時間未満	1	
学年状況	小学１年生		14	
	小学２年生		12	
	小学３年生		10	
	小学４年生		6	
	小学５年生		2	
	小学６年生		0	
その他	支払期限から２か月以上経過して育成負担金の支払をしていない世帯（５点／月分を減点）		△5～	
	過去１年以内において入所の辞退をしている場合（保護者の病気などやむを得ない場合を除く）		△5	
	児童の状況から、クラブでの受入れが難しいと判断できる場合（クラブとの協議による）		△5～△1	
	その他の調整：		△10～10	
			計②	

※　個人事業主等の被雇用者であって、就労者の源泉徴収票、給与明細などが提出されない場合を含む。

同一点数の場合の優先順位
①児童が低学年である世帯
②所属している児童コミュニティクラブがない世帯
③保護者が育児休業明けの世帯（育休中に申込んで保留となり、やむを得ず復職した場合を含む）
④保護者の帰宅時間の遅い世帯（保護者を比較して早い方の時間を基に判断）
⑤単身赴任中の保護者がいる場合
⑥育成負担金の滞納がない世帯

＊基本表による点数が同点の場合、優先順位を考慮した上で決定する。

計①-計②

―――